

## 【ドローン免許は必要？】

2021年9月現在、ドローン飛行に必要な免許制度はありません(今後 免許制へ検討中)。基本的に、ドローンを飛行させることは可能ですが、法律や条例等(\*1)により飛行禁止空域・飛行のルールがあり、いつでも自由に飛行させられるということではありません(\*1航空法、小型無人機等飛行禁止法、電波法、道路交通法、条例など)。

但し、禁止や規制されている地域でも申請～許可が下りれば飛行が可能となる場合があります。

## 【飛行禁止空域】

- ①空港周辺 ②緊急用務空域 ③150m以上の上空 ④DID(人口集中地区)  
⑤国の重要施設等の周辺 ⑥外国公館の周辺 ⑦防衛関係施設の周辺 ⑧原子力事業所の周辺

## 【禁止されている飛行方法】

- ①飲酒時の飛行 ②危険な飛行 ③夜間飛行 ④目視外飛行 ⑤人・物から30m未満の距離 ⑥イベントでの飛行  
⑦危険物輸送 ⑧物件投下

## 【申請方法】

申請方法は「個別申請」と「包括申請」があり、

・「個別申請」は、飛行日・飛行経路が決まっている場合、都度の申請が必要

・「包括申請」は、一定期間内や複数の場所で飛行させる場合、まとめて申請が可能(期間最長1年)

申請にあたり、上記各申請書と飛行マニュアルの提出が必要です。

## 【飛行マニュアル】

飛行マニュアルとは、「安全な飛行のために遵守すべき事項」をとりまとめたマニュアルで、航空局基準マニュアルと独自(会社独自の)マニュアルがあります。

ドローン事業として行っている法人・個人は殆どが、日時場所を特定しない「包括申請」申請許可を取得していますが、**飛行マニュアルについては、その法人・個人により航空局基準マニュアルか独自マニュアルかは確認が必要です。航空局基準マニュアルでの運用の場合は、学校や病院などの不特定多数が集まる場所での飛行、人・物から30m以内の離発着などはできません。**

これを可能にするには、安全対策・要件などを追加した独自の飛行マニュアルの提出が必要になります。エムツープランでは、独自マニュアルの申請により以下の許可を得ております。

## 【エムツープランの包括申請許可】

	エムツープラン	航空局基準マニュアル
風速5m/s以上での飛行	○	×
学校、病院等の上空・付近	○	×
人・物から30m未満での離発着	○	×
人口集中地区での目視外飛行	○	×
高压線、無線施設等の施設付近	○	×
人口集中地区での飛行	○	○
人や物から30m未満での飛行	○	○
夜間飛行	○	○
目視外飛行	○	○

なお、以下の場合は日時または場所を指定した「個別申請」のみの申請となり個別申請には、申請から承認されるまでに概ね2～3週間程度かかります。

ご依頼の空撮で、個別申請が必要な場合は、事前にご相談させていただきます。

飛行日時を特定	①人口集中地区での夜間の目視外飛行 ②催し場所上空の飛行
飛行経路と 地図資料添付	③空港等周辺の飛行 ④地表等から150m以上の飛行 ⑤催し場所上空の飛行
	⑥人口集中地区における夜間飛行 ⑦夜間における目視外飛行
	⑧補助者を配置しない目視外飛行 ⑨趣味目的での飛行

詳細は、「国土交通省 無人航空機の飛行ルール」にてご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)